

平成 25 年 12 月 9 日
 政策・総務・財政委員会
 配 付 資 料 局
 財 政

外郭団体等の駐車場用地（市有地）の減免の見直しについて

本市の外郭団体・関係団体が運営する一般駐車場のうち、市有地を無償貸付又は減免貸付しているものについて、全市的な基準により見直しを行うため、財政局が事務局、市有地の所管局と団体の所管局がメンバーとなり、庁内プロジェクトを設置して検討を進めてきました。その見直しの方向性がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

1 見直しの対象

外郭団体・関係団体が市有地の貸付等を受けて設置している駐車場のうち、一般利用の駐車場（月極め、時間貸し）を対象として検討を進めました。

※団体の運営する市民利用施設の付帯駐車場（施設利用者用）は対象外としました。

2 見直しの基本的な考え方

次の4つの方向性により、見直しを進め、平成26年4月から見直しを実施します。

見直しの方向性		基本的な考え方	か所数	主な駐車場
①駐車場の廃止		設置当初は地域の交通対策として必要だったが、周辺に民間の駐車場が設置され、廃止が可能なもの	1	荏田駐車場 (交通安全協会)
駐 車 場 の 継 続	②公募による事業者募集	地域の交通対策として今後も駐車場の運営は必要であるが、民間団体でも運営が可能なもの	5	根岸駐車場 (体育協会)
	③現行団体による運営の継続 (貸付料：有償)	隣接する市民利用施設と一体で管理する必要があるなど、設置の経緯から貸付料を負担させたいうえで、引き続き現行団体による運営が必要なもの	4	ポートサイド 駐車場 (緑の協会)
	④現行団体による運営の継続 (貸付料：無償)	都市基盤施設として公共駐車場が必要なため、本市の要請に基づき、団体が融資を受けて整備した立体・地下駐車場で、本市の支援の継続が必要なもの	3	新横浜駐車場 (体育協会) みなとみらい 公共駐車場 (建築助成公社)
合 計			13	

●見直しの方向性の具体的な判断項目は、3ページの別紙の通りです。

3 今後のスケジュール

廃止駐車場の利用者対応や、事業者公募の事前調整など、必要な調整を来年1月までに進め、平成26年度予算案に反映し、26年度当初から見直しを実施します。

現行団体による運営の継続（貸付料：無償）の3か所の駐車場については、中長期的なあり方について、26年度以降も引き続き検討を進めます。

【参考】 駐車場ごとの見直し内容

※1；台数内訳（月極等、時間）については、平成25年4月1日時点

運営団体	駐車場名	所在	台数(※)		見直しの方向性
			月極等	時間	
横浜市 体育協会	根岸駐車場	磯子区原町	98台		②公募・事業者募集
	新横浜北駐車場	港北区新横浜三丁目	4台	45台	②公募・事業者募集(※2)
	新横浜駐車場	港北区新横浜三丁目	1台	256台	④現行団体(無償)
横浜市 交通安全協会	富岡東駐車場	金沢区富岡東二丁目	14台		③現行団体(有償)
	荏田駐車場	青葉区荏田町	9台		①駐車場の廃止
	瀬谷南台駐車場	瀬谷区南台二丁目	66台		②公募・事業者募集
	野毛山有料駐車場	西区老松町		110台	③現行団体(有償)
	横浜西口自動二輪車駐車場	西区北幸二丁目		44台	③現行団体(有償)
横浜市 建築助成公社	山下町公共駐車場	中区山下町(中華街)	59台	241台	④現行団体(無償)
	みなとみらい公共駐車場	西区みなとみらい (パシフィコ駐車場)	287台	901台	④現行団体(無償)
横浜市 道路建設事業団	中田駐車場	泉区中田西二丁目	76台		②公募・事業者募集
	港南百合ヶ丘駐車場	港南区下永谷四丁目	86台		②公募・事業者募集
横浜市緑の協会	ポートサイド駐車場	中区山下町(山下公園前)	12台	89台	③現行団体(有償)

※2；将来的な土地利用について検討

○新横浜駐車場（体育協会）、山下町公共駐車場及びみなとみらい公共駐車場（建築助成公社）の3つの立体（地下）駐車場は、本市の要請に基づき、団体が自己負担等により整備した建物部分について、中長期的な運営のあり方を引き続き庁内で検討します。

見直しの方向性の具体的な判断項目

駐車場用地としての必要性

【判断項目】

- ・公共施設の利用者が駐車場を利用している
- ・建物等があり、用途転換が不可能(立体・地下駐車場など)
- ・廃止した場合に地域の駐車状況に大きな影響あり

有

無

① 駐車場廃止・他用途活用

現行団体への貸付継続の必要性

【判断項目】

- ・隣接する公共施設と一体的な運営が必要
- ・外郭団体が立体駐車場等を所有
- ・民有地と一体で駐車場が設置されており、市有地部分のみの公募が困難

有

無

② 公募による事業者募集

無償貸付の継続の必要性

【判断項目】

- ・公共の要請に基づき団体が融資を受けて整備した立体・地下駐車場
- ・設置にあたり、外郭団体等が負担した債務が残存
- ・駐車場収益が減少することで駐車場事業に対する融資に影響あり
- ・貸付料の有償化を行うと駐車場事業の会計に赤字が発生し、駐車場の運営が困難

無

有

③ 現行団体による運営
貸付料：有償④ 現行団体による運営
貸付料：無償

本市の支援を継続しながら駐車場運営を継続し、
中長期的な運営のあり方を引き続き検討